



平成 28 年 7 月 20 日

各 位

会 社 名 アピックヤマダ株式会社
代表者名 代表取締役社長 押森 広仁
(コード番号 6300 東証第二部)
問合せ先 取締役企画部長 小出 篤
(TEL. 026-275-2111)

単元株式数の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成28年7月20日開催の取締役会において、会社法第195条第1項の規定に基づき、単元株式数の変更及び定款の一部変更について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更について

(1) 変更の理由

株式の投資単位を引き下げることにより、投資を行いやすい環境を整え、当社株式の流動性の向上および投資家層の更なる拡大を図るとともに、全国証券取引所が公表した平成 19 年 11 月 27 日付「売買単位の集約に向けた行動計画」および平成 27 年 12 月 17 日付「売買単位の 100 株への移行期限の決定について」の趣旨に鑑み、当社単元株式数の変更を行うことといたしました。

なお、今回の単元株式数の変更により、東京証券取引所の有価証券上場規定第 445 条に定める、望ましい投資単価の水準 5 万円以上 50 万円未満の範囲を下回ることが予想されますが、当社といたしましては、今後も引き続き企業価値の向上に取り組み、東京証券取引所の投資水準を上回るよう努めてまいります。

(2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成 28 年 10 月 1 日 (土)

(ご参考) 平成 28 年 10 月 1 日をもって、東京証券取引所における売買単位も 100 株に変更されることとなります。

2. 定款の一部変更について

(1) 定款変更の理由

上記単元株式数の変更に伴い、現行定款第 7 条 (単元株式数) の変更を行うものであります。

変更の効力は、効力発生日に生じることとする附則を設け、効力発生日経過後は、これを定款から削除するものであります。

(2)定款変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線部は変更箇所を示します)

現行定款	変更案
(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。 (新設)	(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。 附則 <u>(単元株式数の変更日に関する附則)</u> <u>3. 第7条に規定する当社の単元株式数は、</u> <u>平成28年10月1日をもって1,000株から</u> <u>100株へ変更する。なお、本附則第3項は第</u> <u>7条の変更の効力発生後、これを削除する。</u>

(3)効力発生日

平成28年10月1日

以上